

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成17年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第 5 条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

I	はじめに	1
II	足利銀行に係る特別危機管理	
1.	経緯	1
2.	平成17年4月1日以降に行われた諸措置	
(1)	経営に関する計画の履行状況の報告	2
(2)	旧経営陣等の責任追及	2
III	管理を命ずる処分等の状況	
1.	管理を命ずる処分の状況	3
2.	破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況	3
IV	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
1.	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1)	金銭の贈与	4
(2)	資産の買取り	4
(3)	優先株式等の引受け等	5
2.	公的資金の使用状況	
(1)	一般勘定	6
(2)	金融再生勘定	6

(3) 金融機能早期健全化勘定	7
(4) 危機対応勘定	7
(5) 金融機能強化勘定	7

参考

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく公的資本増強行の
経営健全化計画に係るフォローアップ 9
2. 経営健全化計画の見直しについて 9
3. 組織再編成促進特別措置法に基づく公的資本増強行の
経営基盤強化計画に係るフォローアップ 10
4. 経営基盤強化計画の変更の認定について 10

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成17年12月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成17年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

II 足利銀行に係る特別危機管理

1. 経緯

足利銀行については、平成17年3月31日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・預金保険法第102条第1項第3号に定める措置（以下「第3号措置」という。）を講ずる必要がある旨の認定及び預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定（以下「特別危機管理開始決定」という。）（平成15年11月29日）
- ・第3号措置を講ずる必要がある旨の認定及び特別危機管理開始決定の公告（平成15年12月1日）
- ・新経営陣の指名及び選任（平成15年12月16日及び25日）

（参考）平成16年6月28日、足利銀行の定時株主総会が開催され、同行は「委員会等設置会社」に移行された。

- ・ 経営に関する計画の提出（平成16年2月6日及び6月11日）
- ・ 足利銀行の内部調査委員会の設置（平成16年2月13日）
- ・ 預金保険機構による資産の買取り（平成16年8月23日、平成17年3月22日）
- ・ 業務及び財産の状況等に関する報告の提出（平成16年10月8日）
- ・ 特別危機管理開始決定の公告時における資産及び負債の状況の公表（平成16年10月8日）
- ・ 経営に関する計画の履行状況の報告の提出（平成16年12月1日）
- ・ 旧経営陣に対する責任追及（平成17年2月4日、旧取締役に対する民事訴訟を提起）

2. 平成17年4月1日以降に行われた諸措置

（1）経営に関する計画の履行状況の報告

平成17年5月16日、預金保険法第115条に基づき、金融庁より足利銀行に対し、平成17年3月期における経営に関する計画の履行状況の報告が命じられ、5月25日、同行より同報告が提出された。

（注）足利銀行の経営に関する計画の履行状況については〔参考Ⅱ－1－1〕参照。

（2）旧経営陣等の責任追及

足利銀行においては、平成17年9月6日、内部調査委員会より取締役会に対し追加調査報告書が提出された。これを受け、9月16日、足利銀行により、旧監査役4名及び旧会計監査人に対し旧取締役と連帯して11億3,580万円の損害賠償を求める訴訟が宇都宮地方裁判所に提起された。

（注）足利銀行の旧監査役及び旧会計監査人に対する民事提訴につい

ては〔参考Ⅱ－１－２〕参照。

Ⅲ 管理を命ずる処分等の状況

1. 管理を命ずる処分の状況

報告対象期間中（平成17年4月1日から9月30日、以下同じ）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

2. 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況について、報告対象期間中にとられた措置は、特別危機管理銀行による民事提訴が1件となっている。

（注）破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

IV 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等の際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は 18 兆 6,157 億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は 7 兆 1,965 億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は 11 兆 4,192 億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成 14 年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

(2) 資産の買取り

① 預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中は行なわれず、これまでの累計で 6 兆 4,278 億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付け等を行っているものである。

② 預金保険機構による金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等からの資産買取額は、報告対象期間中で 52 億円(買取債権簿価 299 億円)、これまでの累計で 3,533 億円(買取債権簿価 4 兆 41 億円)となっている。

健全金融機関等からの資産の買取資金は、金融再生勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を買取

りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(注) 金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等(株式会社産業再生機構を除く)からの資産買取の申請は、平成 17 年 3 月 31 日限りとなっており、これに係る買取業務は報告対象期間中に終了している。

(3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能早期健全化法」という。)に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で 8 兆 6,053 億円となっている。

金融機能早期健全化法による株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(注) 金融機能早期健全化法による株式等の引受け等の申請は、平成 13 年 3 月 31 日(特定協同組織金融機関等については平成 14 年 3 月 31 日)限りとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で 1 兆 9,600 億円となっている。

預金保険法第 107 条第 1 項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金により行われているものである。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下「組織再編成促進特別措置法」という。)に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で 60 億円となっている。

組織再編成促進特別措置法による優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成 16 年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定(下記④参照)に帰属することとなった。

(注) 組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成 16 年 7 月 31 日限りとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、報告対象期間中はなかった。

なお、金融機能強化法による株式等の引受け等は、同法に基づいて

設置された金融機能強化勘定で経理されることとなる。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成17年度の保険料率は決済用預金0.115%、一般預金等0.083%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成17年9月末で3兆8,715億円（民間金融機関等借入金1兆4,015億円、預金保険機構債券2兆4,700億円）となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

(2) 金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成17年9月末で3兆6,784億

円（民間金融機関等借入金 6,084 億円、預金保険機構債券 3 兆 700 億円）となっている。

（3）金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成 17 年 9 月末で 5 兆 9,758 億円（民間金融機関等借入金 7,258 億円、預金保険機構債券 5 兆 2,500 億円）となっている。

（4）危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第 40 条の 2 第 2 号に掲げる業務等を經理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成 17 年 9 月末で 1 兆 9,437 億円（民間金融機関等借入金 3,437 億円、預金保険機構債券 1 兆 6,000 億円）となっている。

（5）金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に

係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賅っている。

② 政府保証付借入れの残高

金融機能強化勘定の借入金の残高は、平成 17 年 9 月末で 60 億円となっている。

(注) 金融機関等経営基盤強化勘定（組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理）は平成 16 年度末に廃止され、同勘定の借入金残高 60 億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考 IV〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく公的資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成17年3月期の経営健全化計画の履行状況報告は、平成17年8月12日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考V-1-1〕参照。

- ・ 平成17年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた公的資本増強行について、金融機能早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、金融機能早期健全化法第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項に基づき、三井住友フィナンシャルグループ、もみじホールディングス及び九州親和ホールディングスに対して平成17年7月22日に、業務改善命令を発出した。

（注）上記公表資料については〔参考V-1-2〕参照。

2. 経営健全化計画の見直しについて

- ・ 経営健全化計画は、原則として4カ年間計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めるとされている。今回は、11行・社が見直し時期に当たり、このうち、上記1.の業務改善命令を受けた三井住友フィナンシャルグループを除く10行・社については、見直し後の新しい経営健全化計画が平成17年8月12日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考V-2-1〕参照。

- ・ また、上記1.の業務改善命令を受けた3社については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が平成17年9月6日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考V-2-2〕参照。

3. 組織再編成促進特別措置法に基づく公的資本増強行の経営基盤強化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成17年3月期の経営基盤強化計画の履行状況報告は、平成17年7月8日に公表された。

(注) 上記公表資料については、〔参考V—3〕参照。

4. 経営基盤強化計画の変更の認定について

- ・ 平成17年9月16日、関東つくば銀行から提出された経営基盤強化計画の変更申請について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第3条に規定する旧組織再編成促進特別措置法に基づき審査した結果、認定要件に適合するものと認められるため、同計画の変更の認定が行われた。

(注) 上記公表資料については、〔参考V—4〕参照。